

# 分権ダイアリー

DECENTRALIZATION DIARY

第29号（平成19年3月）

発行：大阪府・市町村分権協議会

編集：分権協事務局分権ダイアリー編集担当  
（大阪府総務部市町村課行政G）

## 関連する事務の一括移譲（パッケージ移譲）方式の導入

平成18年2月の分権協議会において取りまとめられました報告「さらなる地方分権の推進に向けて」に基づき、パッケージ移譲の事務の組み合わせ等について市町村と協議を行い、パッケージ案の作成に取り組んできました。

そして、平成18年8月に行われた分権協議会に19のパッケージ案を提示し、このパッケージ案が平成18年2月に提言された事務パッケージのあり方である「施策分野ごとに関連性を有すること」、「複数のパッケージの中から市町村が自主的に選択できる方式であること」、「市町村の実情を踏まえ、意見を十分に取り入れた小規模なものとする」と沿った内容であることが確認され、平成19年度よりパッケージ方式による事務移譲が導入されることになりました（各パッケージの詳細については、平成19年2月号の自治大阪を参照してください）。

## 新たな支援制度の導入

これまでの個別事務ごとの移譲に対し、パッケージ方式による事務移譲は市町村において、複数の事務を複合的・総合的に行うため、様々な準備が必要となります。

そこで、厳しい行財政状況の中、今後パッケージでの移譲を推進し、事務移譲に積極的に取り組む市町村を支援することを目的として、パッケージ単位で事務移譲を受けた市町村に対し、大阪府ではこれまでの支援制度に加え、新たな支援制度である「パッケージ移譲交付金」を交付します。

パッケージ移譲交付金はⅠとⅡで構成されており、パッケージを業務の量、内容等によりA・B・Cの3区分に分類し、その区分ごとに定めた交付金を交付します。

### 【パッケージ区分の考え方】

移譲する事務の種類（法令・条項数）、業務量、業務の内容などは様々であり、市町村側の負担は、受け入れられるパッケージにより異なることから、次の考え方に基づき区分しました。

区分	区分の考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務処理時間が非常に多く、相当の体制の確保や準備等が必要なパッケージ。</li> <li>事務処理時間が多く、かつ、問題事例への対応や申請者等との詳細な調整等、事務処理にあたり困難を伴うなど、相当の体制の確保や準備等が必要なパッケージ。</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務処理時間が多く、一定の体制の確保や準備等が必要なパッケージ。</li> <li>事務処理時間が一定以上見込まれ、かつ、問題事例への対応や申請者等との詳細な調整等、事務処理にあたり困難を伴うなど、一定の体制の確保や準備等が必要なパッケージ。</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務処理時間が短く、比較的容易な事務または事例が発生した時に行う事務で組み合わせられたパッケージ。</li> </ul>

### 【交付金の種類と額】

「パッケージ移譲交付金Ⅰ」・・・基本的知識・技能習得のための研修経費、事務受入れの準備経費として区分ごとに定められた定額を交付。

「パッケージ移譲交付金Ⅱ」・・・区分A及びBの事務の移譲を希望する市町村が、その事務のノウハウを習得するために大阪府に研修生を派遣した場合、市町村側が負担する人件費の一部に相当する額を上限の範囲内で交付。(研修生を派遣しなかった場合は交付されません。)

区分	交付金Ⅰ	交付金Ⅱ
A	100万円	120万円
B	50万円	60万円
C	25万円	0円

### 【交付期間】

事務移譲推進のインセンティブとなるように、平成19年度から平成23年度までの5年度間に事務移譲を受けた市町村に対し交付します。

### 【パッケージ区分表】

区分	パッケージ名	主な事務の名称	移譲対象
A	「住民との協働」	特定非営利法人の設立の認証等	全市町村
C	「消費生活」	家庭用品の品質表示に係る調査・指示等	全市町村
C	「暮らしの安心」	電気用品販売事業場への立入検査等	全市町村
A	「子育て応援」	児童福祉施設(保育所)の設置認可等	特例市、市、町村
B	「障害者支援」	身体障害者手帳の再交付等	特例市、市、町村
B	「老人福祉Ⅰ」	介護老人保健施設の許可等	政令市、中核市
C	「老人福祉Ⅱ」	有料老人ホーム設置の届出受理等	特例市、市、町村
C	「老人福祉Ⅲ」	地域密着型特別養護老人ホームの設置認可等	特例市、市、町村
A	「産業振興Ⅰ」	大規模小売店舗新設届出の受理等	中核市、特例市、市、町村
C	「産業振興Ⅱ」	商工会議所・商工会の定款変更の認可等	全市町村
B	「鳥獣保護等」	鳥獣の登録・捕獲許可等	全市町村
C	「環境保護Ⅰ」	特定化学物質の排出量等の届出受理等	政令市、中核市、特例市
C	「環境保護Ⅱ」	悪臭原因物の排出規制地域の指定等	市、町村
C	「都市計画」	都市計画法に基づく測量の際の試掘許可等	市、町村
A	「国土利用計画」	国土利用計画法に基づく事後届出の受理等	中核市、特例市、市、町村
C	「街づくりⅠ」	土地区画整理促進地域における新築許可等	市、町村
C	「街づくりⅡ」	マンション建替え合意者による組合設立認可等	市、町村
C	「街づくりⅢ」	土地区画整理組合の設立認可等	市、町村
A	「街づくりⅣ」	優良住宅の認定・開発行為の許可等	市、町村

## 中核市の指定要件の緩和

平成18年5月31日に地方自治法の一部を改正する法律が可決、成立し、6月7日に公布され、中核市の指定要件の緩和にかかる部分が即日施行されました。

中核市制度は、第23次地方制度調査会の答申を踏まえ、平成6年の地方自治法改正により創設された制度であり、平成11年、平成14年の地方自治法の改正を経て、中核市の指定要件は人口30万以上を要すること、人口30万以上50万未満の場合には面積100平方キロメートル以上を有することとされ、大阪府ではこれまでに平成15年に高槻市、平成17年に東大阪市がそれぞれ中核市となりました。

今回の改正は、第28次地方制度調査会の答申を踏まえ、これまで中核市として指定された自治体と都道府県との関係で特段の問題となるような状況が生じていないこと、市町村の合併の進展により、今後ますます基礎自治体を中心とする行政の展開を図ることが求められる状況となっていることから、規模・能力に応じた基礎自治体への事務権限のさらなる移譲を進める観点に立ち、上記面積要件が廃止され、中核市の指定要件が人口30万以上のみとなりました。

これにより、全国で13の市が中核市の要件を満たすことになり、大阪府では豊中市、吹田市、枚方市の3市が中核市の要件を満たすことになりました。

## 地方分権改革推進法成立

平成18年12月8日に「地方分権改革推進法」が可決、成立しました。この法律は国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本理念としています。

そして、国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることとし、権限移譲の推進、地方公共団体に対する事務処理やその方法の義務付け、国の関与の整理・合理化を掲げ、これらの措置に応じた国庫補助負担金、地方交付税及び国と地方公共団体の税源配分の在り方について検討するとしています。

今後、政府は内閣府に設置される地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置、その他の措置を定めた地方分権改革推進計画を作成し、関係法令の一括した見直しに向け、地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っていくこととなります。

## 平成19年4月移譲事務決定

平成19年4月の大阪版地方分権推進制度に基づく事務移譲は、28事務・43団体に決定しました。今回は、「パッケージ移譲」方式により25事務が移譲されることが特徴です。

※具体的な移譲事務名、移譲先市町村名は下記のとおりです。

大阪版地方分権推進制度に基づく平成19年4月移譲事務

〔パッケージ移譲(申出方式)〕

事務数	移譲事務名	移譲先市町村名
1	家庭用品の品質表示に係る調査・指示	堺市を除く全市町村 (堺市には平成10年に移譲済)
2	家庭用品の品質表示に係る改善指示に従わない場合の公表等	堺市を除く全市町村 (堺市には平成12年に移譲済)
3	消費生活用製品の危害防止に係る調査等	堺市を除く全市町村 (堺市には平成10年に移譲済)
4	特定物資の販売価格の動向及び需給に関する調査等 (政令市は移譲対象外)	全市町村
5	指定物資の販売価格の表示に関する指示等 (政令市は移譲対象外)	全市町村
6	電気用品販売事業場の立入検査等	枚方市 (堺市には平成10年に移譲済)
7	ガス用品販売事業場の立入検査等	枚方市 (堺市には平成10年に移譲済)
8	身体障害者手帳の再交付(紛失・破損等) (政令市、中核市は移譲対象外)	全市町村
9	交付済手帳の返還受領 (政令市、中核市は移譲対象外)	全市町村
10	身体障害者手帳の交付に係る医師の指定に関する書類の経由事務 (政令市、中核市は移譲対象外)	全市町村
11	身体障害者についての障害の程度に関する書面による証明 (政令市、中核市は移譲対象外)	全市町村
12(注)	有料老人ホーム設置の届出の受理等 (政令市、中核市対象)	堺市
13	介護老人保険施設(介護保健施設サービス)の許可等 (政令市、中核市対象)	堺市
14	指定介護老人福祉施設(介護福祉施設サービス)の指定等 (政令市、中核市対象)	堺市
12(注)	有料老人ホーム設置の届出の受理等(29人以下の施設対象) (政令市、中核市は移譲対象外)	枚方市
15	社会福祉事業(老人福祉センターを経営する事業)開始の届出の受理等 (政令市、中核市は移譲対象外)	枚方市
16	「老人福祉Ⅲ」パッケージ 地域密着型特別養護老人ホームの設置認可等(29人以下の施設対象) (政令市、中核市は移譲対象外)	吹田市、枚方市、摂津市、田尻町
17	商工会等の基盤施設計画の認定等	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、茨木市、八尾市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、岬町
18	商店街整備計画等の認定等	全市町村
19	商工会議所の定款変更の認可等	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、茨木市、八尾市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、高石市、東大阪市
20	「産業振興Ⅱ」パッケージ 商工会議所による特定商工業者に対する負担金賦課の許可	大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、八尾市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、高石市、東大阪市 (堺市には平成10年、高槻市、茨木市には平成14年に移譲済)
21	商工会の設立認可等	堺市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、摂津市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、岬町
22	商工会の定款変更の認可等	堺市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、摂津市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、岬町 (豊能町、熊取町には平成12年に、堺市には平成16年に一部を移譲済)
23	工場の新・増設に関する届出受理、変更命令等 (政令市は移譲対象外)	全市町村
24	「鳥獣保護等」パッケージ 鳥獣の飼養の登録事務等	大阪市を除く全市町村
25	鳥獣の捕獲等の許可等	大阪市を除く全市町村

〔個別移譲〕

26	(協議方式)	土地区画整理組合の設立認可等(うち、土地区画整理法第28条第8項に関する事務)	松原市、羽曳野市
27	(協議方式)	診療所への病床設置の許可等	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市
28	(申出方式)	独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業に係る換地計画の認可及び換地処分の公告等	大阪市

※平成18年7月に「特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為に関する許可及び助言、勧告等」の事務について守口市、門真市に移譲を行いました(協議方式)。

※平成19年1月に「宅地造成等規制法に基づく変更の許可等(市街化区域)」の事務については池田市、和泉市、羽曳野市に、「大気汚染防止法に基づく石綿飛散防止対策に関する届出受理等(工場にかかるとの)」の事務については豊中市、吹田市、枚方市、八尾市にそれぞれ移譲を行いました(協議方式)。

(注)「有料老人ホーム設置の届出の受理等」の事務は、権限の移譲対象となる施設が違っただけで事務内容は変わらないため、1事務としています。